

令和3年5月18日

保護者の皆様

安芸太田町立戸河内小学校
校長 吉田 浩一

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言」を受けた 感染対策について（お願い）

新緑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、報道のとおり広島県の感染拡大状況はステージⅣであると判断され、緊急事態宣言が発令されました。（令和3年5月16日（日）～5月31日（月））

これを踏まえ、本校においては、安芸太田町教育委員会からの指導をもとに、次のとおり対策の強化を進めます。ご家庭においても感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

1 学校における教育活動について

- マスク着用や手洗い、密を避ける、換気など、従前からの対策を継続します。
- 発熱等の症状がある場合には、児童生徒や教職員も、自宅で休養することを徹底します。
- 児童生徒に対し、「緊急事態宣言」の意味と感染防止対策について発達段階に応じて指導します。
- 大勢の人が集まる行事や活動を中止または延期とします。

2 部活動について（中学校の内容ですが、情報提供として掲載します）

- 緊急事態措置期間中の令和3年5月31日（月）まで、最小限の活動とし、1日の活動時間は2時間以内（大会への出場等を除く）とします。また、他校との練習試合及び合同練習（合同チームは除く）は行いません。
- 大会等については、公式戦であることや上位大会に続く予選会であることなどを考慮して参加を検討し、参加する場合は、感染症対策、大会前後の健康観察記録の保管などを徹底するとともに、主催団体の示した基準を順守します。

3 家庭での感染防止対策についてのお願い

- 児童生徒の感染経路の多くが、家庭内感染だと報告されています。同居家族の感染防止対策にもこれまで以上にご留意ください。
- 5月31日までの間、同居家族に風邪症状が見られる場合は登校をさせないでください。
- スクールバスは、外気換気モードによるエアコンの使用を基本として車内換気をしています。その他、乗務員からの感染対策に関する指示があった場合には、協力をお願いします。

ご理解いただき、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力をお願いします。